

2026年2月27日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中
令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件
原告 柴田佑 外3名
被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高	野	隆	同	宮	村	啓	太		
	同	谷	口	太	規	同	井	桁	大	介
	同	趙	誠	峰	同	吉	田	京	子	
	同	亀	石	倫	子	同	小	林	英	晃
	同	鵜	飼	裕	未	同	戸	田	善	恭
	同	志	塚	永	同	馬	淵	未	来	
	同	安	藤	光	里	同	平	岡	百	合
	同	齋	藤	賢	同	南	里	俊	毅	
	同	太	田	こ	も	も				

準備書面 (8)

【手続保障に関する主張整理（条約上の主張）】

本書面では、刑訴法が、被拘禁者に対し、身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利を保障していないことが、自由権規約9条4項、14条1項、同条3項（b）及び憲法98条2項に違反すること（訴状35～40、51～53頁）について主張を整理し、第4回口頭弁論期日における原告らの口頭弁論を準備する。

第1 自由権規約9条4項及び14条3項（b）の定める義務と法的拘束力

1 自由権規約9条4項の定める義務

自由権規約9条4項は、「逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法

的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。」と規定している。後述するとおり、これは、被拘禁者に対し、身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利をも保障するものとして解釈される。

2 自由権規約14条1項及び同条3項(b)の定める義務

自由権規約14条1項は、「すべての者は、裁判所の前に平等とする。(以下略)」と定める。また、自由権規約14条3項(b)は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。」として「(b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。」と定めている。

3 法的拘束力

憲法98条2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守すること」と規定し、条約遵守義務を定めている。我が国は、1979年6月21日に自由権規約を批准し、同年9月21日に自由権規約は国内法として効力を生じ、日本政府は自由権規約の批准にあたって9条及び14条を含む各条項について何らの留保もしていない(詳細は準備書面(6)参照)。

そうすると、被告は、自由権規約の定める人権保障の義務を負い、日本国内においてもこれらの権利を尊重し、確保するための立法措置その他の措置をとる義務を負う。

4 小括

したがって、自由権規約9条4項及び14条3項(b)が要請する手続を規定していないことは、自由権規約違反となり、憲法の定める条約遵守義務の不履行は、立法不作為の違法を構成する。

第2 自由権規約9条4項の解釈指針としての基本原則・ガイドライン

1 身体拘束の判断の基礎となる資料へのアクセスの権利

自由権規約9条4項の規定の解釈については、恣意的拘禁作業部会レポート「国連自由を剥奪された人の法廷における救済と手続きの権利についての基本原則・ガイドライン」(甲A80。以下「基本原則・ガイドライン」という。)

や、欧州人権裁判所の判決が示す欧州人権条約の解釈が重要な指針となる。これらを踏まえると、同項の内容は、次のとおり解釈される。

まず、「裁判所において手続をとる権利」とは、公正な手続保障に基づき身体拘束の適法性を争う権利を含むものと解される。

また、公正な手続とは、両当事者、すなわち検察官と被拘禁者との間の「武器対等」が確保されている手続を意味する。このことは、自由権規約14条1項が「すべての者は、裁判所の前に平等とする」と定めていることから裏付けられる。すなわち、被拘禁者の弁護人には抑留の適法性を実効的に争うために不可欠なものとして、当該抑留を基礎付けるとされる証拠にアクセスすることが認められなければならない。

2 基本原則・ガイドラインの概要

(1) 「補足的な手段」としての基本原則・ガイドライン

法律の規定と同様、条約の条項の解釈も、目的や趣旨、その後の議論や合意などを踏まえて行われる。条約法に関するウィーン条約31条及び32条はこのことを明記する。特に32条は「補足的な手段」に基づく解釈を明記しており、その一つとして国際機関等の見解が挙げられる。このことは、日本の裁判例も認めている（詳細は準備書面(6)参照）。9条4項の解釈については、基本原則・ガイドライン（甲A80）が重要な「補足的な手段」となる。

(2) 基本原則・ガイドラインの位置付け

基本原則・ガイドラインは、国連の恣意的拘禁作業部会（以下「WGAD」という。）が、国連人権理事会¹（以下「人権理事会」という。）の要請に基づき、2015年に人権理事会に提出したものである。WGADは、人権理事会の「特別手続」の中に位置付けられた専門家による作業部会である。5名の専門家で構成され、恣意的または国際人権基準に適合しない拘禁とされる事例を調査する権限が付与されている。

人権理事会は、上記要請を決議するにあたり、WGADに対して、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第9条・・・を想起」することを求めている（決議（20/16）前文。甲A81の1、2）。これを受けて作成された基本原則・ガイドラインは「第9条に基づく義務を含む各国の国際的義務の履行

¹ 国連人権理事会とは、人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関である。

において各国を導き、当該司法的救済へのアクセスを促進すること」を目的としたものとされている（甲A82の1、2）。

WGADは、基本原則・ガイドラインの提出にあたり、事前の準備段階において、人権理事会に対して、「裁判所において拘禁の合法性を争う権利に関する国内的、地域的、国際的法令及び実務に関する報告書」（A/HRC/27/47。甲A83の1、2）を提出している。同報告書では、基本原則・ガイドラインにおいて示す手続的保障について、「自由の剥奪のあらゆる状況において身体の自由及び安全に対する権利を保護し、恣意的逮捕、拘禁・・・を防止するために必要な適正手続権の不可欠な構成要素である」と述べている（甲A83の1・8頁赤枠部分）。また、WGADは、基本原則・ガイドラインの提出にあたり「適正手続保障の再確認及び明確化は、国際条約及び国内立法、条約機関及び特別手続の任務保持者（mandate holders）を含む国際人権メカニズムの判例、並びに地域的人権メカニズム及び国内裁判所の判例に共通する特徴である」と強調している（甲A83の1・8頁赤枠部分）。

このように、基本原則・ガイドラインは、自由権規約9条の重要な解釈指針であると国際的に位置付けられている。

(3) 基本原則・ガイドラインの内容

基本原則・ガイドラインのうち、本件と特に関連する部分は以下のとおりである。

【原則7 情報提供される権利】

10. 適切でアクセシブルな手段で法のもとでの自らの権利と法律上の義務について、自由を剥奪された人は情報提供されなければならない。他の手続保障の中でも、このことは、被拘禁者が理解する言語と方法そして様式とフォーマットにおいて、自由剥奪の正当化理由、自由剥奪の恣意性と合法性について異議申し立てる司法的手段と、遅滞なく適切でアクセシブルな救済を得る司法的手段について、情報提供される権利を含んでいる。

【ガイドライン5 情報提供及び告知される権利】

56. 異議申し立ての準備のために適切な時間を与えるために、拘禁の根拠となる事実と法的根拠は遅滞なく被拘禁者そしてあるいはその代理人に開示されなければならない。情報開示には、拘禁命令の写し、ケースファイルへの閲覧とその写し、加えて、当局が所有するすべての資料あるい

は、当局が自由の剥奪の理由に関連して入手したすべての資料の開示が含まれる。

【原則 1 2 法廷での平等】

19. 手続きは現実的に公正で有効でなければならない、そして手続きの当事者はケースを完全に提示するために平等なアクセスの権利、平等な武器そして法廷で一切差別なく扱われることを確保されなければならない。

20. 平等な武器を維持するために、自由を剥奪された誰もが拘禁に関する全ての資料、あるいは国家当局により法廷に出されたすべての資料にアクセスする権利を保障されなければならない。 同じ手続き上の権利がすべての当事者に提供されるべきという要件は、客観的、合理的根拠により正当化できる法律の根拠がある区別のみに従い、被拘禁者に対する実際にある不利あるいは他の非公正さに伴うことはあってはならない。

【ガイドライン 1 1 武器の平等】

76. 敵対的原則と武器の平等によって導かれる手続きを確保するために、刑事手続であろうがそうでなかろうがすべての手続において以下の条件が保障されなければならない

a) 被拘禁者とその法律家は、拘禁に関連する資料あるいは法廷に出された資料に十分に完全なアクセスできまた同様にそれらのコピーを入手できる。

b) (略) それらの文書及び資料は拘禁の恣意性と合法性を立証するのに決定的であろう。

【ガイドライン 1 3 情報公開】

78. 拘禁している当局はすべての関連情報を裁判官、被拘禁者そしてあるいはその弁護士に提供しなければならない。 情報公開は無罪を証明する証拠、すなわち告発された人の無罪を確立する情報のみではなく、他の情報、例えば被拘禁者が拘禁は不法であると主張することを助ける情報、または拘禁がもはや適用されない理由となる情報などを含む。

以上のように、基本原則・ガイドラインは、締約国に対し、被拘禁者に身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利を保障するよう求めている。そして、この原則は、「離脱不能」とされる。すなわち、「法廷で拘禁の恣意性と合法性について法廷へ異議申し立ての手続きをする権利と遅滞なく適切でアクセシブルな救済を得る権利は、国際法上離脱不能」であり、「いかなる状況下であろうが、たとえ戦時、武力紛争あるいは国家の生命と存続が脅かされそしてそれが正式に宣言されているような公共の危機状態であろうとこの権利に猶予、実行不能という宣言、制限あるいは廃止はあってはならない」（原則4）。

3 小括

基本原則・ガイドラインは、前述のとおり、自由権規約9条に基づく義務を含む国際的義務の履行について各国を指導するものとされており、自由権規約9条4項における「裁判所において手続きを受ける権利」の内実を示すものである。

したがって、自由権規約9条4項は、被拘禁者に身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利を保障し、これを締約国に義務付けているものと解釈される。

第3 自由権規約9条4項の解釈の補足的手段としての欧州人権裁判所の判決

「武器対等」の要請は、欧州人権条約5条4項の解釈からも導かれる。欧州人権条約5条4項は、自由権規約9条4項と同じく世界人権宣言をルーツとしており、文言もほぼ同一である。そのため、欧州人権条約5条4項の解釈は、自由権規約9条4項の解釈においても補足的手段として参照される。欧州人権裁判所は、欧州人権条約5条4項について、被拘禁者に対し、身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利を保障するものと解釈している。

1 欧州人権条約5条4項の解釈が自由権規約9条4項の解釈指針となること

自由権規約9条4項の解釈に当たっては、欧州人権裁判所の示した欧州人権条約の解釈も参照されなければならない。自由権規約は、1948年の世界人権宣言を出発点とし、それに法的拘束力を持たせる形の条約として合意された。また、欧州人権条約も同様に、世界人権宣言に基づき、自由権規約の草案を参考に

して起草された。現に、欧州人権条約5条4項は、自由権規約9条4項とほぼ同一の文言を用いて被拘禁者に認められる権利について規定している（甲A84）。両者の違いは、主語がeveryone かanyoneか、迅速性をwithout delayとするかspeedilyとするか、decideの主語を裁判所として明確にするかどうかなど、形式的な点にとどまる。

自由権規約9条4項	欧州人権条約5条4項
<p>Anyone who is deprived of his liberty by arrest or detention shall be entitled to take proceedings before a court, in order that that court may decide without delay on the lawfulness of his detention and order his release if the detention is not lawful.</p>	<p>Everyone who is deprived of his liberty by arrest or detention shall be entitled to take proceedings by which the lawfulness of his detention shall be decided speedily by a court and his release ordered if the detention is not lawful.</p>

その沿革やその文言の同一性から、欧州人権条約の解釈は、自由権規約9条の解釈において「補的手段」（ウィーン条約32条）として参照されることとなる。

学説においても、「自由権規約9条3項、同条4項は、それぞれ欧州人権条約5条3項、同条4項とほぼ同文規定している。欧州人権条約が、自由権規約の解釈にあたり重要な指針とされるべきことからすれば、自由権規約においても、欧州人権条約のもとでの手続保障が同じく要求される」と指摘されている（甲A14：葛野尋之「未決拘禁法と人権」52頁以下）。

日本の裁判例も、自由権規約の解釈に際して、欧州人権裁判所による欧州人権条約に関する判断を解釈指針として参照している。高松高裁平成9年11月25日判決・判時1653号117頁は、欧州人権裁判所の判決を参照した上で「ヨーロッパ人権条約は、その加盟国がB規約加盟国の一部にすぎず、我が国も加盟していないことから、条約法条約三一条三項（c）の『当事国間の関係において適用される国際法の関連規則』とはいえないとしても、ヨーロッパの多くの国々が加盟した地域的人権条約としてその重要性を評価すべきものであるうえ、前記のようなB規約との関連性も考慮すると、条約法条約三一条三項におけ

る位置づけはともかくとして、そこに含まれる一般的法原則あるいは法理念についてはB規約一四條一項の解釈に際して指針とすることができるというべきである。」と述べている。

このように、欧州人権条約5条4項に関する解釈は、自由権規約9条4項の解釈においても重要な補的手段として参照されなければならない。

2 欧州人権条約5条4項の解釈についての欧州人権裁判所の判断

欧州人権条約5条の解釈については下記のような欧州人権裁判所の判断が積み重ねられている。訴状36頁においても一部触れているが、改めて詳述する。欧州人権裁判所は、以下のように判示して、拘禁の適法性を効果的に争うためにアクセスが必要とされるはずの証拠が開示されなかった点について、欧州人権条約5条4項の権利侵害があると判断した。

① ガルシア・アルバ対ドイツ事件（2001年2月13日・甲A85の1、2）

「勾留に対する不服申立を審理する裁判所は、司法手続の保障を提供しなければならない。手続は対審的なものでなければならず、検察官と被勾留者の間の『武器の平等』を常に確保しなければならない。弁護人が、依頼人の勾留の合法性を効果的に争うために不可欠な、捜査ファイルの中の証拠書類へのアクセスを拒否された場合、武器の平等は確保され得ない。…各国法は様々な方法でこの要件を満たすことができるが、いかなる方法を選択する場合でも、相手方の主張・立証を認識し、これについて実質的な意見表明の機会を有することが保証されなければならない。」「裁判所の見解のみで、その根拠となる証拠を知らされない状態では、このような見解の信頼性を適切に争うことはほぼ不可能である。そのためには、被告発人が、アクセスを求めようとする証拠が自身の弁護関連性があることを示されるかどうかに関わらず、警察その他の捜査の結果など、供述及びその根拠となるその他の証拠を十分に把握する機会を与えられることが必要である。」

② ラミー対ベルギー事件（1989年3月30日・甲A86の1、2）

「裁判所の審理において、申立人を勾留するか釈放するかを決定するという手続の決定的な重要局面において、これらの文書へのアクセスは申立人にとって必要不可欠であった。そのようなアクセスが可能であったならば、ラ

ミー氏の弁護人は、とりわけ、共同被告人の供述及び態度について裁判所に問題を提起する機会を得られたであろう。…当裁判所は、逮捕状の合法性を効果的に争うためには、当該文書を閲覧することが不可欠であったと考える。…検察官は全記録に通じていたのにもかかわらず、この手続において、申立人は、勾留を正当化するために援用された理由を適切に争う機会を与えられなかった。これは武器平等を確保するものではない。それゆえ、真の意味において対審的手続とはいえない

3 自由権規約9条4項の「手続」として保障されるべき内容

前記の欧州人権裁判所の判示によれば、欧州人権条約5条4項は、武器対等が常に確保された手続を保障しているとされ、その具体的内容として、「拘禁の適法性を効果的に争うために必要不可欠とされる捜査ファイルの中の証拠資料にアクセスすること」、「問題となっている証拠資料の内容を検討する」ための「証拠資料へのアクセス」が認められなければならないとされている。このような解釈を自由権規約9条4項の解釈において反映すると、同項の「裁判所において手続をとる権利を有する」において保障される権利の内容として、同様に証拠資料へのアクセスが含まれる。

この点について分析した葛野教授は、「日本法においても、自由権規約9条4項によって、勾留審査にあたり、被拘禁者が勾留の適法性を効果的に争うことができるよう、弁護人の立ち会いを含むその実質的援助のもと、重要証拠の事前開示がなされたうえで、武器平等を確保した対審的手続による裁判所の直接口頭審理が保障されなければならない。」とした上で、準抗告、勾留理由開示、勾留取消請求、保釈請求も、それぞれ自由権規約9条4項の権利を行使する機会というべきであり、同様の手続保障が要求されるとしている（甲A14・53頁）。

しかし、現行刑事訴訟法は、このような手続保障についての権利を規定していない。この立法不作為は条約違反として位置付けられる。

第4 自由権規約14条1項及び同条3項(b)の定める義務の解釈指針としての一般的意見32号：身体拘束の判断の基礎となる資料へのアクセスの権利

2007年に自由権規約委員会が発出した一般的意見32号は、パラグラフ13において、自由権規約14条1項の「裁判所の前の平等という権利は、武器の対等をも確保するものである。これは、区別が法律に基づいており、また客観的

かつ合理的な根拠によって正当化できないかぎり、すべての当事者に同一の手続上の権利が与えられなければならない、被告人に対し実際に不利な条件もしくはその他の不公正をもたらさないことを意味する。」と述べている。一般的意見32号パラグラフ3によれば、「裁判所の前の平等」は、「法的手続の性質に関わりなく適用される」ものであるから、この武器対等を求める自由権規約14条の要請は、被告人段階のみならず、被疑者段階においても及ぶ。

また、一般的意見32号は、パラグラフ32において、被告人につき、「第3項(b)は、被告人は防御の準備のために十分な時間および便益を与えられなければならない、また自ら選任する弁護士と連絡することができなければならないと定めている。この規定は、公正な裁判を保障するための重要な要素であり、また武器対等の原則を適用するものである。」と述べ、パラグラフ33において、「『十分な便益』には、文書その他の証拠へのアクセスが含まれていなければならない、このアクセスには、検察側が法廷で被告人の罪を立証するために提示する予定のものや被告人の無罪につながるものなどのすべての資料が含まれていなければならない。」と述べている。

このように、自由権規約14条1項及び同条3項(b)は、「裁判所の前の平等」及び「防御の準備のための十分な便益」として、当事者間の武器対等、すなわち、被疑者・被告人に対し、身体拘束の判断の基礎となる資料へのアクセスの権利を保障することを求めている。

第5 結語

以上のとおり、日本が批准し法的に拘束される自由権規約9条4項、14条1項及び同条3項(b)は、被疑者・被告人に対し、身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利を保障し、これを締約国に義務付けている。このことは、自由権規約委員会の一般的意見及び基本原則・ガイドラインから明らかであり、また、欧州人権裁判所の示した欧州人権条約5条4項の解釈もこれを裏付けている。

それにもかかわらず、現行刑事訴訟法は、このような手続保障についての権利を規定していない。したがって、被告は、自由権規約9条4項、14条1項及び同条3項(b)並びに憲法98条2項に違反しており、立法不作為の違法がある。

以上